

令和8度「臨時的任用職員及び非常勤講師」の登録について

沖縄県教育庁八重山教育事務所

令和8度の臨時的任用職員及び非常勤講師を希望される方は、以下を参照し、登録を行ってください。

1 提出書類(すべて、A4サイズ)

- (1) 臨時的任用職員・非常勤講師登録用紙…… 1部 (R8 新様式)
- (2) 履歴書 …………… 2部 (写真貼付、押印)
- (3-1) 教員免許状(写し) …………… 1部 (両面ある場合は両面コピー)
※取得見込みの場合は取得見込み証明書
- (3-2) 更新講習修了確認証明書(写し) …………… 1部 (更新した方のみ)
- (4) 欠格事項等申告書 …………… 1部 (R8 新様式)
- (5) 職歴内容報告書 …………… 1部
- (6) 提出書類のチェックシート …………… 1部

※任用が内定した後に提出する書類

- (7) 採用時間診票、宣誓書 …………… 1部

※上記提出書類の様式については当教育事務所ホームページからダウンロードできます。

2 登録方法

- (1) 上記提出書類を郵送あるいは直接当教育事務所に提出することで、登録完了となります。郵送の場合には、封筒表に朱書きで「履歴書在中」と記入してください。
- (2) 受付は、令和7年11月1日から随時行っております。
- (3) 登録は、沖縄県電子申請サービスを通して行うこともできます。その場合は、履歴書及び欠格事項等申告書のみを当教育事務所へ提出ください。

※沖縄県電子申請サービスのページはこちらから →



3 留意事項

- (1) 提出した書類は、任用がなくても返却いたしませんのでご了承ください。
- (2) 登録の有効期間は令和8年4月1日～令和9年3月31日までです。
- (3) 書類選考に通過した方で面接が必要な方には連絡をいたします。
※任用時の面接にあたっては「免許状(見込みの場合は取得見込み証明書)の原本」の提示、または、発行した都道府県教育委員会が作成した「教員免許状授与証明書の原本」の提出を求めます。
- (4) 新年度採用の内定の連絡は2月下旬頃より行う予定です。
- (5) 臨時的任用の採用内定があっても、虚偽の記載、記載内容の秘匿があった場合、もしくは諸般の都合(学級減等)により任用の取消や配置校の変更が生じることもありますのでご了承ください。
- (6) 臨時的任用職員の任期については、人事異動通知書に記された期間となります。
- (7) 任用決定後の流れについては、人事担当から説明させていただきます。

4 提出先

〒907-0002 沖縄県石垣市字真栄里438-1 (八重山合同庁舎5階)

八重山教育事務所 総務班 人事担当 TEL : 0980-82-3622